

## 議案第 8 号

### 特定希少野生動植物の種の指定及び解除について

次のとおり特定希少野生動植物の種を指定及び解除することについて、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号）第 4 条第 4 項及び同条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 31 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 特定希少野生動植物に指定する種

植 物（11 種）

区 分	科 名	種 名
シダ植物	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
種子植物	サトイモ	マイヅルテンナンショウ及びナギヒロハテンナンショウ
	ユリ	タケシマラン
	ラン	サルメンエビネ及びツリシュスラン
	ミズアオイ	ミズアオイ
	カヤツリグサ	ダイセンアシボソスゲ
	キンポウゲ	ミチノクフクジュソウ
	ボタン	ベニバナヤマシャクヤク
	スミレ	イソスミレ

2 特定希少野生動植物を解除する種

(1) 動物 (1種)

区 分	科 名	種 名
昆 虫 類	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ

(2) 植物 (12種)

区 分	科 名	種 名
種 子 植 物	ナ デ シ コ	エゾカワラナデシコ
	キ ン ポ ウ ゲ	オキナグサ
	バ ラ	ノウゴウイチゴ及びイワガサ
	キ ク	イワギク
	イ バ ラ モ	ヒメイバラモ
	ユ リ	ハナゼキショウ及びタマガワホトトギス
	ラ ン	ササバギンラン、トケンラン、セッコク及びヨウラクラン